



平成27年9月30日(水)

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所
中日本高速道路株式会社 八王子支社

記者発表資料

国道16号(八王子バイパス)が10月31日(土)から無料に
～ 管理が国土交通省へ ～

東京都八王子市打越町と町田市相原町を結ぶ八王子バイパス(延長約4.5km)は、昭和60年10月に、国道16号の一般有料道路として開通しましたが、この度30年の料金徴収期間が満了します。

平成27年10月31日(土)0時から、無料開放されるとともに、道路を管理する機関が中日本高速道路株式会社八王子支社から国土交通省関東地方整備局相武国道事務所に変わります。

- ◇ 無料開放後も自転車は車道を通行できません。
- ◇ 無料開放後、御殿山料金所施設等の撤去工事を行います。
撤去工事に伴い、走行車線の切り替えなどが生じますので、走行の際はご注意願います。
- ◇ 無料開放後の道路に関する要望・意見、工事、占用等の問合せ先
国土交通省相武国道事務所 八王子国道出張所 電話 042-645-5562
- ◇ 道路緊急ダイヤル #9910-ガイダンス-「3」に変更になります。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ
立川市政記者クラブ、八王子記者クラブ、青梅・西多摩記者クラブ、相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

電話:042-643-2001(代表)

副所長 なかはら こうじ 中原 浩慈 建設専門官 せきや りゅういち 関屋 隆一

中日本高速道路(株) 八王子支社 広報・CSチーム

電話:042-691-1172(マスコミ専用)

【八王子バイパス概要】

八王子バイパスは、昭和53年に国道16号の「八王子バイパス建設工事」として事業許可を受けた日本道路公団(当時)が建設し、昭和60年10月に、国道16号の一般有料道路(30年の料金徴収期間)で開通しました。

〔諸元〕

- ・延長約4.5kmの一般有料道路(東京都八王子市打越町～町田市相原町)
- ・八王子バイパスの一部を日本道路公団が担当し施行

〔経緯〕

- 昭和53年11月27日 事業許可(日本道路公団)
- 昭和60年10月31日 開通(日本道路公団が管理)
- 平成17年10月 1日 中日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構設立
- 平成22年 6月28日 無料化社会実験開始
- 平成23年 6月20日 無料化社会実験一時凍結
- 平成27年10月30日 料金徴収期間満了
- 平成27年10月31日 無料開放(国土交通省が管理)

〔料金徴収期間〕

昭和60年10月31日から平成27年10月30日まで

<無料開放道路 位置図>



(参考資料)

【料金徴収の期間】

八王子バイパスは、料金徴収期間を定め、たうえで料金徴収し、償還後は無料開放される一般有料道路です。

道路整備特別措置法第52条の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が保有する道路資産は、料金徴収期間の満了の日の翌日において本来道路管理者である国に帰属します。

機構と中日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項及び高速道路株式会社法第6条第1項の規定に基づき「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」を締結し、料金徴収の期間を平成27年10月30日までとしています。

この料金徴収の期間は、会社が道路資産を借り受けて維持、修繕を行うことができる期間と同じであり、その翌日である平成27年10月31日に道路資産は本来道路管理者である国に帰属し、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所が管理を引き継ぐこととなります。

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)抜粋

(道路資産等の道路管理者への帰属)

第五十二条 前条第二項から第四項までの規定により機構に帰属した道路資産並びに同条第六項及び第七項の規定により地方道路公社に帰属した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定める物件を除く。)は、第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の翌日において、道路管理者(道路管理者が国土交通大臣であるときは、国)に帰属する。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)抜粋

(協定)

第十三条 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあつては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

一 協定の対象となる高速道路の路線名

二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事(橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいう。以下同じ。)を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)の内容

三～七 略

八 会社が当該高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間

九 その他国土交通省令で定める事項

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)抜粋

(協定) 第六条 会社は、前条第一項第一号又は第二号の事業を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、機構と、機構法第十三条第一項に規定する協定(次項において単に「協定」という。)を締結しなければならない。

【緊急ダイヤルとは】

「緊急ダイヤル」は、道路利用者等から道路に関する緊急通報を受け付ける専用ダイヤルで、その運用は、全国レベルで、24時間体制の受付を行っています。

八王子バイパスについては次のとおり変更になります。

変更前 #9910-ガイダンス-2-ガイダンス-2

変更後 #9910-ガイダンス-3

道路の異状を発見したら

#から始まる
この番号へ

道路緊急 ダイヤル ☎ #9910

全国共通 24時間受付無料

路面の汚れ(油・土砂)	路面の穴ぼこ・段差	路面の落下物
		
ガードレール・標識等の損傷	落石・土砂流入等の災害	 <p style="font-size: small;">その他、動物の死骸を発見したとき等も、通報してください。</p>
		
<p style="font-weight: bold; font-size: large;">みなさまのご協力を お願い致します。</p>		

① 異状発見	② 通報	③ 補修	④ 道路復旧!
			
道路の異状を見つけたら #9910 に電話してください	電話をかけたら音声ガイドに従って通報して下さい	道路管理者が早急に対応します	あなたの通報が道路の早期復旧につながります!

実施機関 国土交通省関東地方整備局・東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社

注意事項

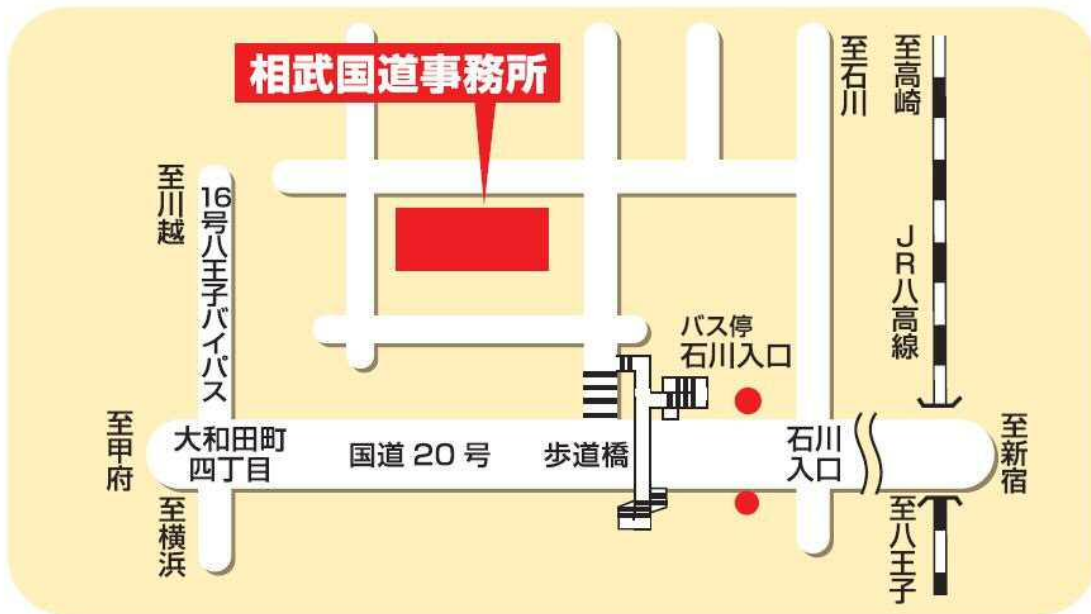
- 異状箇所特定のため、道路名、進行方向、キロポスト、周辺の施設等をご確認いただきますようお願い致します。
- 都道府県等が管理する道路については、夜間・土・日・祭日は早急に対応出来ない場合もあります。
- 事故情報は、警察(110番)へ連絡してください。
- 道路交通情報については、(財)日本道路交通情報センターへお問い合わせください。
全国共通ダイヤル: 050-3369-6666 携帯電話短縮ダイヤル: #8011

道路交通法により運転中の通話は禁止されています。安全な場所に停車しておかけください。

(参考資料)

「新たに八王子バイパスを管理する、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所
及び八王子国道出張所を紹介します」

国土交通省関東地方整備局 相武国道事務所
電話042-643-2001(代表)



- ◆道路に関する要望・意見、工事、占用等の問い合わせ先
相武国道事務所 八王子国道出張所 電話 042-645-5562

